

## 氷見市団体旅行誘致・新高岡駅利用促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の観光入込客数、宿泊者数の維持・向上を図るため、北陸新幹線を利用した団体旅行を企画する旅行会社に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (委託)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、補助金の交付業務を一般社団法人氷見市観光協会（以下「協会」という。）に委託する。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、旅行会社（旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社をいう。以下同じ。）とする。

### (補助対象旅行)

第4条 補助金交付の対象となる旅行は、次の各号のすべてに該当する旅行とする。

- (1) 富山県外からの団体旅行であること。
- (2) 参加者（中学生以上）が10人以上の団体旅行であること。
- (3) 北陸新幹線を利用し、乗車駅又は降車駅を新高岡駅とすること。
- (4) 原則として、団体旅行の参加者全員が全行程を同一行動すること。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 氷見市内の宿泊施設であって市長が定めるもの（以下、「宿泊施設」という。）に宿泊（1泊につき2食以上）すること。
  - イ 宿泊施設での食事等の利用額が1人当たり3,000円（消費税を除く。）を超えること。
- (6) 宿泊又は食事等で宿泊施設を利用する日が、次に掲げる日でないこと。
  - ア 休前日（祝祭日の前日及び土曜日）
  - イ ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）
  - ウ お盆（8月13日～16日）
  - エ 年末年始（12月29日～1月4日）
- (7) 当該旅行に関し、国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。
  - ア 学校行事として実施するもの
  - イ 大会、会議、集会、研究会、スポーツ大会、合宿を目的として実施するもの
  - ウ 政治活動、宗教活動、公序良俗に反するもの
  - エ その他、協会が不相当と認めるもの

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	宿泊又は食事等で利用する日が属する月	対象経費
第4条第5号アに該当する場合	4月、6月、7月及び9月	宿泊者1人につき 1,600円
	4月、6月、7月又は9月以外の月	宿泊者1人につき 1,500円
第4条第5号イに該当する場合	4月、6月、7月及び9月	利用者1人につき 600円
	4月、6月、7月又は9月以外の月	利用者1人につき 500円

2 前項の規定にかかわらず、同一の旅行会社（グループ会社の場合は、同一市町村内の支店・支社）に対する交付額は50万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、氷見市団体旅行誘致・新高岡駅利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、団体旅行出発の10日前までに協会に申請しなければならない。

- (1) 行程表
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 協会は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、旅行会社に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた旅行会社(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金に係る旅行を中止しようとするときは、速やかに協会に通知し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度末日のいずれか早い日までに氷見市団体旅行誘致・新高岡駅利用促進事業補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、協会に報告しなければならない。

- (1) 北陸新幹線を利用し、乗車駅又は降車駅を新高岡駅したことを証する書類の写し
- (2) 宿泊施設の利用を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 協会は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、氷見市団体旅行誘致・新高岡駅利用促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を協会に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 協会は、前条の請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協会が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 協会は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者にその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定は、第10条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。